

取材のご案内

## 大雨による水害や土砂災害に備え、 国土交通省関東地方整備局、横浜地方気象台と連携した 要援護者施設向けの説明会を初めて開催します

平成 28 年 8 月の台風 10 号では、岩手県の小本川が氾濫し、岩泉町の高齢者グループホームにおいて、多数の利用者が亡くなるという痛ましい災害が発生したことから、水防法が改正され、逃げ遅れゼロ実現に向けて、洪水や土砂災害のリスクが高い区域にある要援護者施設<sup>※</sup>については、管理者等による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されることとなります。

これらについて、市内の要援護者施設に対し、水害・土砂災害のリスク、避難に必要な情報収集、避難確保計画の作成に関して、横浜市、国土交通省関東地方整備局、横浜地方気象台が連携した説明会を初めて開催します。

※ 要援護者施設…高齢者施設、障害児・者施設、病院、保育園、幼稚園、小中学校 など

### 1 開催日時

平成 29 年 5 月 29 日（月）、31 日（水）

①午前の部：10 時 00 分～12 時 00 分 ②午後の部：14 時 00 分～16 時 00 分

※ 2 日間で計 4 回実施し、いずれも同内容となります。

### 2 開催場所

横浜関内ホール 大ホール（横浜市中区住吉町 4 丁目 42-1）

### 3 主催

横浜市、国土交通省関東地方整備局、横浜地方気象台

### 4 説明内容

- (1) 水害・土砂災害への備え
- (2) 防災情報の入手方法
- (3) 防災気象情報の活用について
- (4) 避難確保計画の作成・避難訓練について など

### 5 参加者

横浜市内要援護者施設管理者

### 6 当日の取材について

取材していただける場合には、事前にご連絡をいただき、当日受付にお越しく下さい。  
なお、参加者へのインタビュー等、取材内容については事前にご相談ください。

#### お問合せ先

総務局危機管理室緊急対策課担当課長 田邊 栄久 Tel 045-671-4413

総務局危機管理室危機対処計画課長 宇多 範泰 Tel 045-671-4095

**【参考 1】**

市内の浸水想定区域または土砂災害警戒区域内に所在する施設数（平成 29 年 1 月現在）

- 浸水想定区域…835 施設
- 土砂災害警戒区域…787 施設

**【参考 2】**

本市が 28 年度に市内の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に所在する要援護者施設に対して実施した避難等に関するアンケート結果（抜粋）

- 避難に関する計画を作成していますか
  - ・「作成している」 ⇒ 76%
  - ・「作成していない」 ⇒ 18%
- 避難に関する計画を作成しているうち、作成している計画の種類
  - ・火災 ⇒ 90%
  - ・地震 ⇒ 88%
  - ・水害 ⇒ 49%
  - ・土砂災害 ⇒ 21%
- 定期的に避難訓練を実施していますか
  - ・「実施している（職員及び施設利用者）」 ⇒ 87%
  - ・「実施している（職員のみ）」 ⇒ 11%

**【参考 3】**

水防法等の一部改正について（国土交通省 HP より一部抜粋）

近年、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることに対応し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築と既存資源の最大活用を図る「水防法等の一部を改正する法律案」が、平成 29 年 2 月 10 日に閣議決定されました。

改正案の概要は次のとおりです。

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、その管理者等による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務化。
- 地方公共団体や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者の連携体制を構築するため、大規模氾濫減災協議会制度を創設。
- 地域の中小河川における住民等の避難を確保するため、市町村長が可能な限り浸水実績等を把握し、これを水害リスク情報として住民等に周知する制度を創設。

※ 法案の審議経過

- ・平成 29 年 4 月 21 日 衆議院可決
- ・平成 29 年 5 月 12 日 参議院可決
- ・平成 29 年 5 月 19 日 公布